

別紙

【条例・規則の定め】

福岡武道館条例第5条（使用料の減免）

公安委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

福岡武道館の管理、運営に関する規則第8条（使用料の減免）

- 1 条例第5条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、別表第3のとおりとする。ただし、占用使用において利用者が入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定する使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者（別表第3の3の項から7の項までに定める者を除く。）は、使用料減免申請書（様式第4号）を公安委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

別表第3（規則第8条関係）

	減免することができる場合	減免の額
1	県教育委員会又は市町村教育委員会が体育に関する指導者の研修、競技会等の行事に使用する場合	使用料の額の50%に相当する額
2	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）が、体育の学習指導又は学校行事に使用する場合	使用料の額の50%に相当する額
3	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が使用する場合	個人使用の場合の使用料の額の全額
4	療育手帳の交付を受けている者が使用する場合	個人使用の場合の使用料の額の全額
5	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用する場合	個人使用の場合の使用料の額の全額
6	福岡県女性総合センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号。以下この項において「施行規則」という。）第9条第5号に規定する身体障害者、4の項に定める者又は施行規則第9条第5号に規定する精神障害者とその介護人が使用する場合	個人使用の場合の使用料の額の全額
7	65歳以上の者が使用する場合	個人使用の場合の使用料の額の全額
8	公安委員会又は警察本部長が、武道館の設置目的を達成するために使用する場合	使用料の額の全額
9	その他公安委員会が特に必要と認めた場合	使用料の額の全額

上記別表の9の項中「特に必要と認めた場合」とは、公共的活動に従事する公務員等が上記別表の1の項、2の項及び8の項に準ずる目的に使用する場合をいう。